

「近接の原子力施設からの影響に係る審査」に関する 事業者意見

平成30年11月19日

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社
日本原子力発電株式会社
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- 第29回および第32回原子力規制委員会において、「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」原子力規制庁の方針が示された。
- 第32回原子力規制委員会において、以下の記述に関し、事業者の意見を聴取することとなった。

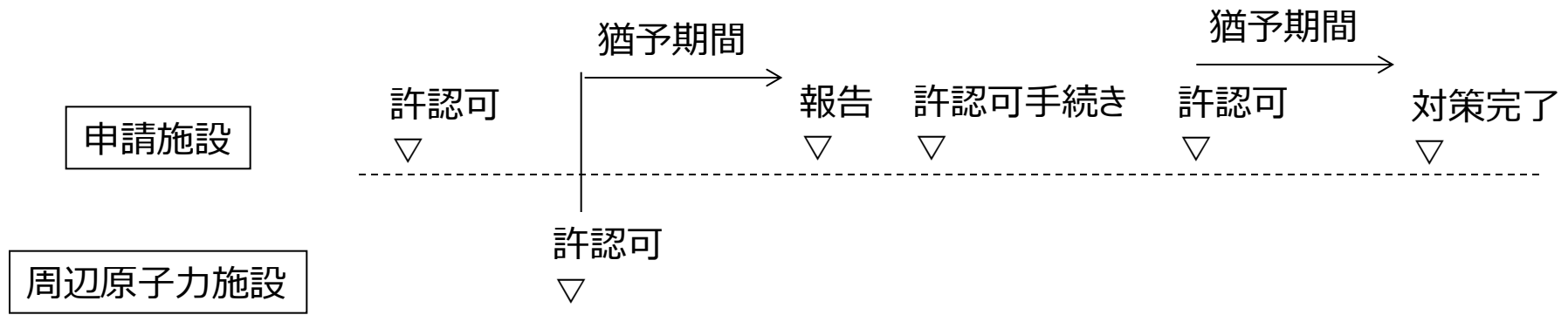
4 周辺原子力施設の状態等に変化がある場合の対応

- 申請施設の許認可処分がなされた後に、周辺原子力施設が許認可処分を受けるなどした場合、申請施設の設置者が自発的に周辺原子力施設からの影響を考慮し、追加の対応等に関し所要の手続を採ることを基本とするが、原子力規制委員会は、必要に応じて申請施設の設置者に対してこれらの検討を求める。この際、手続の期限については個別に検討する。
- 上記にかかわらず、申請施設の審査の際、周辺原子力施設からの影響を考慮することが適切と考えられる場合には、原子力規制委員会は当該審査において当該施設からの影響を考慮する。
- 周辺原子力施設からの影響を考慮する際に必要な情報の入手に関して、対象となる周辺原子力施設設置者から協力を得られるよう、原子力規制委員会は必要な指導等を行う。

- 本日は、原子力規制庁の方針に対する、事業者の意見をご説明する。

1. 手続きについて

- (1) 「申請施設の許認可処分がなされた後に、周辺原子力施設が許認可処分を受けるなどした場合、申請施設の設置者が自発的に周辺原子力施設からの影響を考慮し、追加の対応等に関し所要の手続を採ることを基本とする」とされているが、申請施設における影響評価の結果については、安全性向上評価や届け出等により報告する手続きを考慮頂きたい。
- (2) 「手続の期限については個別に検討する」とされているが、周辺原子力施設の許認可後、申請施設の影響評価までは十分な猶予期間を設けて頂きたい。また、影響評価結果を踏まえ、新たな対策が必要となった場合、対策完了までに必要となる期間を確保頂きたい。



2. 情報入手について

(1) 「周辺原子力施設からの影響を考慮する際に必要な情報の入手に関して、対象となる周辺原子力施設設置者から協力を得られるよう、原子力規制委員会は必要な指導等を行う」とされている。

申請施設設置者が申請施設の自主的な対応を検討するにあたり、必要な情報は事業者としても収集するが、以下のような情報を確実に得ることができるよう、必要に応じ事業者間の情報開示に関与して頂きたい。

(情報の例)

- 周辺原子力施設の構造
- 周辺原子力施設の運用（S A 対応、自主対応を含む）
- 周辺原子力施設の P P 情報
- 周辺原子力施設の営利情報（人員計画、設備計画、施設運用計画等）